

地域型保育事業の実情と課題

— 事業所内保育事業における実践研究 —

加藤 望 ・ 羽根 由美子 ・ 長尾 美佐子

Change To The New System's Community Nursery : The Present Situation And Problems

— A Study Of The Practice In The Workplace Day Nursery —

Nozomi Katou, Yumiko Hane, Misako Nagao

2015 年、子ども子育て支援新制度が施行され保育事業に公的給付金が支給されることとなった。これまで認可外保育所として運営を行ってきた保育所が、事業所内保育事業として申請を行ったことにより、保育がいかに変化したか、関係者に対するインタビュー調査及び資料分析を行った。

結果として、①運営が安定した②地域に開かれた保育所となった③給食等保育環境が改善された④保護者の負担が軽減された という 4 点の肯定的変化が明らかとなった。

Keywords : 事業所内保育事業, 地域型保育事業, 待機児童問題, 子ども子育て支援新制度
Japanese Nursery Style, Waiting For Admission To Nursery, Japanese Child Care New System

1. はじめに

(1) 研究の目的

2015 年(平成 27 年)4 月より子ども子育て支援新制度(以下、文中では新制度と表現する)が本格的に施行されることになった。この新制度は、2012 年(平成 24 年 8 月)に成立した「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の子ども・子育て関連 3 法に基づいた制度である。制度の目的は、「子育て支援を量と質の両面から社会全体で支える。」「幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進める」こととし、消費税率引き上げ分を財源に活用する予定としてスタートした。幼稚園と保育所の機能をあわせもつ幼保連携型認定こども園を制度化し、幼保一体化をより強く打ち出すとともに都市部における待機児童解消をめざす地域型保育が創設された。この新制度の実施主体は市町村であり、どの自治体においても 2015 年(平成 27 年)から 2019 年(平成 31 年)の 5 年間、子ども子育て支援計画を実施している。それぞれの市町村が待機児童解消を目指し、必要に応じて保育所整備を行っているが、その対策には相違がある(米山他, 2014)という。この新制度が施行されてから 2016 年で 2 年が経ち、日本の保育はどのように変化したのだろうか。新制度による全体的な変化を捉えつつ多様な保育制度が展開する中で、本研究では、この新制度を利用している事業所内保育所の実践から、地域型保育事業の実情と今後の展望、課題について検討する。

(2) 地域型保育給付の実施

保育所数の年度別推移をみると、新制度開始後の 2015 年度(平成 27 年度)から 2016 年度(平成 28 年度)においては保育所が 978 カ所減り、新たに地域型保育が 3,879 カ所に増え、旧来のこども園 743 カ所、幼保連携型認定こども園 2,790 カ所になった(表 1 参照)。

表 1. 保育所数の変化 雇用均等・児童家庭局 保育課 (平成 28 年 9 月発表)

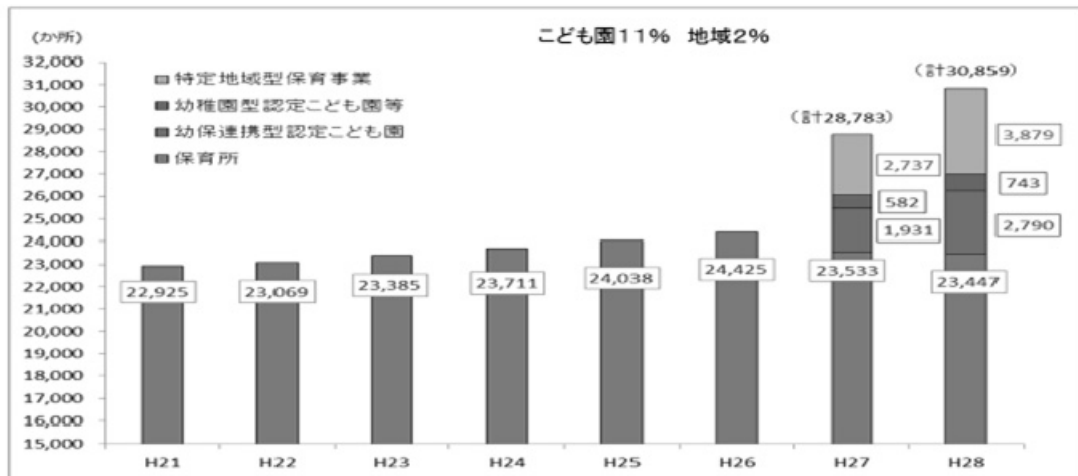
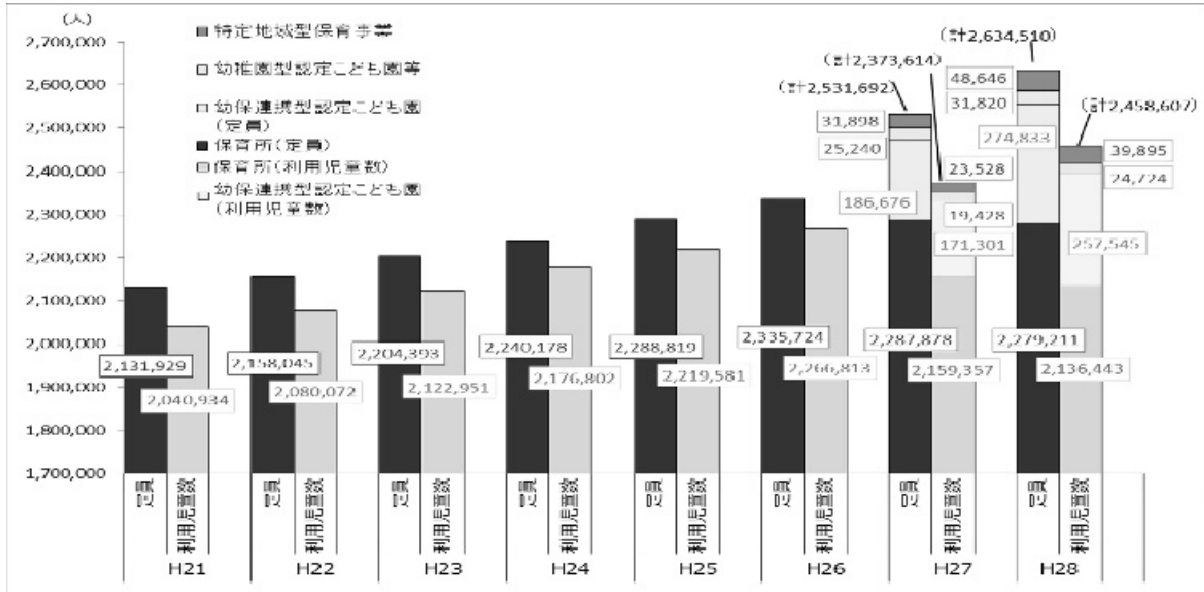


表 2. 保育所等定員数及び利用児童数の推移 雇用均等・児童家庭局 保育課 (平成 28 年 9 月発表)



新制度施行により、日本において就学前の子どもが通える教育・保育施設のうち、認定こども園、幼稚園、保育所には施設型給付、地域型保育事業（家庭的保育事業・小規模保育事業・居宅訪問型保育事業・事業所内保育事業）は地域型給付の対象となり、いずれも公的給付金の対象施設となった。結果として、全体的に保育施設は多様化し増加した。2015年（平27年）から2016年（平成28年）の2年間で、保育所等定員数及び利用児童数も全体的に増加している（表2参照）。

地域型保育給付を受けられる保育事業は、小規模保育・居宅訪問型保育については新設、事業所内保育は多くが認可外であり、これまで制度の対象外にあった。施設型給付対象である保育所と、地域型保育給付対象である小規模保育、事業所内保育について、厚生労働省の資料に基づいて認可基準内容を比較する（表3参照）と、職員の保育士資格取得の有無や、給食の提供方法、屋外遊戯場（園庭）の有無等、認可内容が異なっており、小規模保育所の認可内容は保育所より緩和されている。よって小規模保育事業においては、保育士資格を所有していなくても規定の研修を受ければ職員として勤務でき、給食に関しても調理「設備」があれば、独立した調理「室」がなくても自園調理とみなすことができる。事業所内保育は小規模保育 AB 型に準ずる。また、事業所内保育所では設置場所が限定されており、事業所の敷地内であるか事業所の近接地、もしくは従業員の通勤経路（駅ビル等）及び従業員の居住地（社宅、

団地等) 近接地であることが必要である。

表3. 認可基準内容の比較

		保育所	小規模保育事業			事業所内保育所
			A型	B型	C型	
職員	職員数	0歳児3人に対して保育士1 1・2歳児6人に対して保育士1	保育所の設置基準+1	保育所の設置基準+1	0～2歳児3人に対して保育士1 (補助者を置く場合5人に対して保育士1)	定員19人以下はA・B型基準と同じ
	資格	保育士	保育士	1/2以上保育士 ※保育士以外には研修実施	家庭的保育者※	定員19人以下はA・B型基準と同じ
設備・面積	保育室等	0歳・1歳 乳児室 1人当たり1.65㎡ ほふく室 1人当たり3.3㎡ 2歳以上 保育室等 1人当たり1.98㎡	0歳・1歳児 1人当たり3.3㎡ 2歳児 1人当たり1.98㎡ 保育室又は遊戯室 便所	0歳・1歳児 1人当たり3.3㎡ 2歳児 1人当たり1.98㎡	0～2歳児 いずれも1人3.3㎡	乳児室1.65㎡以上 保育室1.98㎡以上 便所
	園庭		屋外遊戯場を設けること 1人当たり3.3㎡ (付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む)	屋外遊戯場を設けること 1人当たり3.3㎡ (付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む)	屋外遊戯場を設けること 1人当たり3.3㎡ (付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む)	
処遇等	給食	自園調理 ※公立は外部搬入可(特区) 調理室 調理員	自園調理 (連携施設等からの搬入可) 調理設備 調理員	自園調理 (連携施設等からの搬入可) 調理設備 調理員	自園調理 (連携施設等からの搬入可) 調理設備 調理員	調理室

※保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村が認める者
参考資料:厚生労働省「地域型保育事業」

2. 児童福祉の視点で改善を

現在、事業所内保育事業と位置付けられている保育事業は、「待機児童解消加速化プラン」として、2013年度に制定されたプロジェクトの一環でもある。このプランは「子ども・子育て支援新制度」(厚生労働省, 2015)の施行を待たずに、地方自治体が待機児童の早急な解消に向け、できる限りの支援策を講じられるようにするための政策であった(厚生労働省, 2013)。待機児童とは保育の必要性の認定がされ、特定教育・保育施設(認定こども園の幼稚園機能部分及び幼稚園を除く。以下同じ。)又は特定地域型保育事業の利用の申込がされているが、利用していないものを把握することを指す。朝日新聞では待機児童問題にある背景を端的に「共働き家庭の増加」としている。確かに、共働き家庭は1999年(平成11年)以降急速に増えていく(表3)。この年男女共同参画社会基本法が成立、女性の社会参加の意義を強調する一方で改定労働者派遣法ができ、若年労働者の非正規雇用が広がっていった(ニッセイ基礎研究所, 2006)。20代から40代の労働者非正規雇用が多く年収300万円程度という状況が現在まで続いている(厚生労働省, 2017)。健康で文化的な生活を望めば、夫婦共働きが必要となるのである。一方、正規労働者である場合は長時間労働で子育て世代の父親の帰宅時間は午後9時以降が37.8%という資料(保育白書, 2016)もある。母親に負担の大きい子育て、また地域のつながりの希薄化によって集団保育への期待も広がっていく。こうした社会状況が、保育所を増やしてもそれ以上に入所希望が増加し、待機児童が増え続けている背景にある。今年度、全国の待機児童は23,553人、入所保留児童(認可保育所の入園を希望しており、入所要件は満たしているが入所できない児童)は67,354人となっている。待機児童の解消を大きな目標に新制度の改革、とりわけ3歳未満児対策として地域型保育の小規模保育、事業所内保育は進められてきた。しかし以下に述べるように、改善すべき課題は多い。どの地域、どの保育施設を利用しても、すべての子どもに良質の保育の場が公平に提供されるよう制度改善をめざしていきたい。また、保育所の新設・増設により待機児童問題を解決しようとするこのような政策について、自治体の慢性的な財政難もあり税金を投入し続けることも難しいことから、労働政策の観点からも見直す必要があるという意見もある(野口, 2016)。

3. 研究の方法

地域型保育所の実情を知るため、A県に所在する事業所内保育所2園のうち、1園について調査を行

った。調査方法は運営関係者へのインタビュー調査及び資料分析による。インタビュー調査は研究者と研究協力者の1対1にて個室で行われ、質問に答えたくない場合にはインタビューの途中であっても辞退できること、インタビュー内容を公表するにあたり個人は特定されないこと、公表内容については事前に報告し許可を仰いでから公表されること等、倫理的配慮について説明を行った上で研究協力者の同意を得て行われた。

研究対象とした事業所内保育所は2012年に職場内保育室として運営を開始した保育施設である。開設当初は当該企業に勤務する従業員の子どものみ利用が可能な保育施設であった。0～3歳以下の乳幼児を育てる職員が当該企業に勤務するにあたって、日中の保育を代替して行い、職員の福利厚生施設となっていた。2015年（平成27年）、子ども子育て新制度が施行されたことをきっかけに、事業所内保育事業として申請を行った施設である。

4. 地域型保育事業：事業所内保育事業へ移行するにあたって

(1) 事業所内保育事業へ移行した理由

子ども子育て新支援制度の施行により、保育所の形態を地域型保育の事業所内保育事業に変更して申請すると公的給付金が受取れることを知り、企業理事者に相談、保育所運営の安定的な方法を模索していた時期でもあり、至急申請をおこなうことになった。

地域型保育事業として申請するにあたって、企業内の保育室としてだけでなく、近隣住民の子どもを受け入れる必要性もあり、地域に開かれた保育所にもなる。このことは、この保育所を運営している企業が理念の一つとしての掲げている「地域に根ざし世界に開く」という考え方にも合致した。これら二点が大きな移行理由である。

(2) 事業所内保育事業となり改善されたこと

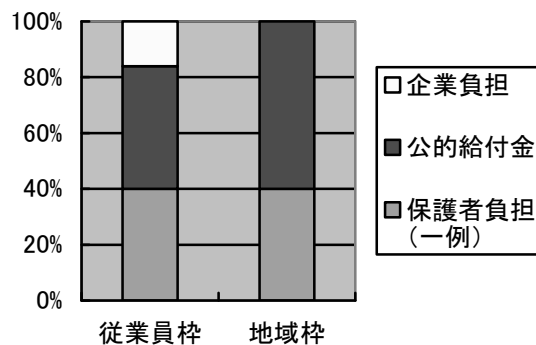
インタビューの結果、事業所内保育事業へ移行することにより、改善されたことは以下の4点である。

① 地域型保育給付による運営の安定

地域型保育給付を受けることができ、運営が安定したことは当該保育所にとってまず大きな改善点に繋がる要因となった。これまでの認可外保育所としての運営では公的給付金は受けられなかったが、事業所内保育事業として申請することにより、在園児1人当たり（子どもの年齢、保育時間に応じて金額は異なる）に対して公的給付金が支払われることとなった。その給付額は、当該保育所の平成27年度における全収入のうち、63.8%を占めた。

この地域型保育給付は、国から子どもへ支払われるという形式をとっているが、支払いについては自治体から保育所へ直接行われる。子ども一人に係る保育料は規定されており、保護者の支払い分については所得に応じて決定される。保護者の支払い分を差し引いた残額が公的給付金にて支払われる。但し、保護者が事業所内保育所を運営する企業の従業員である場合は、公的給付金は84%にとどまり、残額の16%分は職員の福利厚生として企業が支払っている（表4参照）。

表4. 保育料負担率



② 地域に開かれた保育所

事業所内保育所を申請するにあたり、受け入れる子どもの定員を 18 人とした。地域型保育事業として運営するにあたって、近隣地域からの子どもの保育も担う必要性があり、定員 18 人のうち 5 人分を地域枠とし（表 5 参考）、企業外の家庭の子どもについても保育を行うこととした。その結果、近隣地域からの入所申込みがあり、5 名の定員を満たすことができ、地域にも開かれた保育所となった。また、これまでよりも定員を増やしたことにより、子どもの数が増えたこと、企業外から様々な生活背景のある子どもを受け入れられることは、子ども同士の人間関係に広がりを持った。

しかし、職員以外の家庭から子どもを受け入れるにあたっては、いくつか解消しなければならない問題もあった。例えば、企業勤務の全職員が休業となる平日（創業記念日や夏季休業期間等）においても地域に開かれた保育所であるため、開所が必要となった。ただし、当該保育所は敷地面積の広い事業所内に所在しているために、他職員及び守衛不在時の安全性確保の難しさ、また保育士の人員確保問題等も発生した。保護者にはその旨、説明をして理解を得ることで、現在は企業休業日において必要最低限の開所にとどめることができている。

表 5 事業所内保育事業 定員数に応じた地域枠

利用定員数	その他の乳児又は幼児の数
1人以上5人以下	1人
6人以上7人以下	2人
8人以上10人以下	3人
11人以上15人以下	4人
16人以上20人以下	5人
21人以上25人以下	6人
26人以上30人以下	7人
31人以上40人以下	10人
41人以上50人以下	12人
51人以上60人以下	15人
61人以上70人以下	20人
71人以上	20人

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(厚生労働省)より

③ 給食の改善

地域型保育事業の運営に際しては、厚生労働省令の『家庭的保育事業等の設備運営に関する基準』また長久手市の『地域型保育運営要綱』に従う必要があり、給食を自園調理して提供する必要性が新たに発生した。これまでは外部委託の幼児向け弁当を利用したり、離乳期の乳児には親が持参した離乳食を温め直したりする等の方法で昼食提供を行っていた。N市の公立保育所では給食センターからの給食を提供しているため、同じ方法で提供したいと市役所に相談したが、それは認められないとの回答があった。企業内の食堂で調理したものを提供しても自園給食とみなされるため、検討したが、主たる利用者が成人である企業内食堂において、離乳食等を調理してもらうことは難しかった。保育者にはこれまでも給食を改善したいという思いがあったため、これを良い機会ととらえ、保育所の一部を改修して調理設備を作り、調理員（4Hを2人）を2名雇うことにした。こうして自園調理の和食中心（表 6 参照）、一汁二菜の給食（写真 1・3 参照）が始まると、子どもたちは調理員と話もでき、調理中の給食の匂いや音を感じることもできる。その日の体調やひとりひとりの発達に合わせて調理ができるため、よりよい食環境となった。また、調理員の協力により、食育活動として日常保育の中に調理活動を取り入れることも可能となった。果物や焼きおにぎり、ホットケーキといった手作りのおやつ（写真 2・4 参照）を提供でき、子どもたちも「おかわり」という言葉やそれに準ずる「り！」という言葉等を使用して、もっと食べたいという気持ちを表現するようになった。また、食事の時間についても、子どもの様子に合わせることができ、例えば寝起きでおやつを食べたくない子どもに対しては、時間を遅ら

せておやつを用意する等、柔軟な保育を行うこともできるようになった。

写真1 自園調理給食



写真2 手作りおやつ



写真3 オバケチーズがのってるよ



写真4 色々な顔のパンケーキ



表6 2月の給食献立(一例)

給食	<p>《ベーコンとほうれん草のスープパスタ》 卵不使用ベーコン、ほうれん草、玉ねぎ、しめじ、にんにく、牛乳、スープの素、塩、スパゲティ</p> <p>《キャベツのソテー》 キャベツ、ツナ缶、塩、油</p> <p>《パン》 ロールパン</p>	<p>《大根と挽肉の甘辛煮》 豚挽肉、大根、生姜、ねぎ、ごま油、砂糖、醤油、酒</p> <p>《ブロッコリーのおかか和え》 ブロッコリー、人参、鰹節、醤油</p> <p>《豆腐とわかめのおみそ汁》 木綿豆腐、生わかめ、ねぎ、味噌、だし汁</p>	<p>《煮魚とさやいんげん》 たら、さやいんげん、生姜、醤油、砂糖、酒</p> <p>《小松菜の煮びたし》 小松菜、人参、油揚げ、醤油、みりん、塩、だし汁、ごま油</p> <p>《れんこんスープ》 れんこん、人参、しめじ、わけぎ、醤油、スープの素、酒、塩</p>
離乳食	<p>《ベーコンとほうれん草のスープパスタ》 卵不使用ベーコン、ほうれん草、玉ねぎ、しめじ、にんにく、牛乳、スープの素、塩、スパゲティ</p> <p>《キャベツのソテー》 キャベツ、ツナ缶、塩、油</p> <p>《パン》 食パン</p> <p>《おかゆ》 米</p>	<p>《大根と挽肉の甘辛煮》 豚挽肉、大根、生姜、ねぎ、ごま油、砂糖、醤油、酒</p> <p>《ブロッコリーのおかか和え》 ブロッコリー、人参、鰹節、醤油</p> <p>《豆腐とわかめのおみそ汁》 木綿豆腐、生わかめ、ねぎ、味噌、だし汁</p> <p>《おかゆ》 米</p>	<p>《煮魚とさやいんげん》 たら、さやいんげん、生姜、醤油、砂糖、酒</p> <p>《小松菜の煮びたし》 小松菜、人参、油揚げ、醤油、みりん、塩、だし汁、ごま油</p> <p>《れんこんスープ》 れんこん、人参、しめじ、わけぎ、醤油、スープの素、酒、塩</p> <p>《おかゆ》 米</p>
おやつ	<p>《焼きおにぎり・りんご》 米、醤油、みりん、だしの素、白ごま、りんご</p>	<p>《さつま芋あん入りホットケーキ・バナナ》 ホットケーキミックス、さつま芋、牛乳、砂糖、油、バナナ</p>	<p>《ラスク・りんご》 食パン、砂糖、バター、牛乳、油、りんご</p>

④ 保護者の負担軽減

地域型保育事業の保育料は、利用している子どもの住民票がある自治体によって定められ、金額は各自治体の認可保育所の保育料に準じている。その結果、これまでの保育料より減額となる家庭が多くなった。このように保護者の金銭的な負担が軽減されたこともメリットである。

また、運営が安定したことにより、午睡用のコット（写真5参照）やタオルケット等を購入したり、給食時に使用するエプロンや口拭き用ハンカチを保育所管理にしたりすることができた。これにより保護者は午睡用の布団やエプロン等を持参する必要がなく、労力の負担も軽減された。兼ねてから、多くの保育園では雨の降る中で濡れながら、きょうだい分のたくさんの布団や荷物を持っての保護者の送迎時の姿がある。その負担を減らしたいという思いがあり、これを実現できる形となった。また、これらは保護者の労力負担を軽減しただけではなく、保育者も忙しい給食準備の時間にどれが誰のエプロンかと照らし合わせる必要がないという点においても、保育者に対しての利便性もあった。清潔に管理するため洗濯機、乾燥機も購入した。

写真5 コット



⑤ 年齢別保育グループで保育安定

入所定員の増加により0歳、1歳、2歳の年齢別の保育グループを作って、保育者を各グループ担当制にした。また、年齢別に活動が行えるように、保育室内の環境を改善した。こうした環境の改善や、保育者の役割を日課表（表7参照）にすることで、遊びの時間をたっぷりとることができ、また食事や排せつ、着替えなどはできるだけ個別に行い、親しみのある保育者が担当することにより、より安定した生活ができるようになった。

写真6 園庭



写真7 生活スペースを分けた室内



表7. 子どもの日課と保育士の動き(9月) 一部抜粋

大G 2歳児 ①D児 5月生 ②H児 2月生 ③K児 5月生 ④N児 6月生 ⑤M児 8月生 ⑥C児 8月生 ⑦Y児 12月生 1歳児 ⑧A児 4月生
 小G 1歳児 ⑨S児 8月生 ⑩N児 9月生 ⑪K児 10月生 ⑫R児、A児 11月生 ⑬H児、B児 1月生 C児 3月生 0歳児 ⑭Y児 5月生
 ⑮O児 6月生 ⑯Y児 7月生 ⑰T児 10月生 ⑱S児 12月生

子どもの日課	時間	大きい子グループ(8)				小さい子グループ(8)			0歳児	
		保育士F		月・火/保育士M 水/保育士W 木・金/保育士H		保育士S		保育士O	月・水・木/保育士N 火/保育士K 金/保育士W	
室内遊び 排泄	8:00						00	遊びを見る		
	9:00			00	遊びを見る	15	遊びを見る		00	遊びを見る
おやつ 排泄	9:30			30	おやつ 排泄 絵本読み聞かせ	30	おやつ ⑨・⑩・⑪・⑫・⑬・A・B・C おやつが終わった順にオムツ替え 絵本読み聞かせ			おやつ ⑭・⑮・⑯ おやつが終わった順に オムツ替え
主活動	10:00	00	散歩等 ①・②・③・⑤・⑦・⑧			00	散歩等 ⑨・⑩・⑪・⑫・⑬・A・B・C		00	散歩等 ⑭・⑮・⑯
入室 水分補給 着替え 排泄 食事 午睡	10:50									
	11:00					00	⑨・⑩・⑪・⑫・⑬・A・B・C入室 (その日の状況により、順番に入室)			
	11:25	25	⑦・⑧入室 排泄着替え ②・⑤・⑥入室 排泄着替え ①・③・④入室 排泄着替え			15 20	⑨・⑩・⑪・⑫・⑬・A・B・C 食事 <先> O・・・⑪・⑫・⑬・C <後> S・・・⑨・⑩・A・B		20	⑭・⑰・⑱ 遊びを見る ⑮・⑯午睡
		35 40 12:00	00	絵本読み聞かせ ①・②・③・⑤・⑦・⑧食事 ⑦・⑧午睡 ①・②・③・④・⑤・⑥				食事が終わった順に午睡 (必要な子のみオムツ替え)		30
記録	12:30		記録 片づけ		記録 片づけ		記録 片づけ		記録 事務	記録 寝ない子などを見る

※ 保育士Oに、食器(ワゴン)を片づけてもらう。
 ⑩は、活動により、大きい子グループに入る場合もある。

(3) 事業所内保育所として運営を始めるにあたり苦労したこと

設置・認可に関する書類の事務作業が煩雑であることが最も苦労した点である。子ども子育て新支援制度の地域型保育給付金を申請するにあたり、膨大な量の申請書類を準備する必要が生じた。当該保育所が所在する自治体へ設置認可申請書を作成して提出するにあたり、保育理念や保育時間及び緊急時対応等の詳細を記載する「重要事項説明書」や、土地・建物の登記簿、企業の財政が証明できる書類などを準備する必要があった。当該保育所では、企業側の事務職員による協力があり、膨大な申請書を作成することができた。また、認可後は入所する子どもが居住する自治体へも月々の「確認申請書」を提出する必要があり、現時点でも月々の公的給付金申請に関しては自治体ごとに請求書を作成して提出する必要がある。当該保育所では、5市町村にわたって、各自治体に居住する子どもを受け入れているため、それぞれの自治体への書類提出が必要である。これら提出する書類は、その形式や提出期限までもが自治体により異なるため、事務処理に一定の時間を要する。少ない職員体制の中で、複雑な事務処理を行うには困難がある。

5. 広がりゆく地域型保育事業において保育の質を確保するために

愛知県では、事業所内保育所の設置件数は 4 件（あいち保育研究所，2016）とごくわずかである。しかし小規模保育事業所については、125 件あり（あいち保育研究所，2016）、都市部 3 歳未満児の待機児童対策の役割の多くは小規模保育所が担っているといえる。

今回の研究により、これまで認可外保育所として運営してきた事業所内保育所が新制度地域型保育適用を受けるにあたって、保育内容についても見直す必要性があった。制度変更がきっかけとなり、保育環境、給食など見直す機会を得られた改善につながった。このような地域型保育事業の広がりに関して久木元(2006)は、「保護者にとって事業所内保育所は保育所確保の安心感を担保する存在となっている。」と保護者が事業所内保育所を利用することを肯定的に受け止めている意見を紹介した。しかし続いて、「事業所内保育所が有効性を持ちうるのは待機児童問題を中心として現行の保育サービスの問題点を補う、補助的な役割として、である」とも述べている。これには筆者らも同様の意見を持つ。子どもたちは居住する地域で保育施設利用ができることを基本とすべきである。

地域型保育が当面する課題も多い。ABC 型の保育士配置の改善、給食も経過措置の 5 年間の猶予があり、現在は外部搬入、あるいは弁当持参と言う例もある。また保育環境の課題も多い。都市部を中心に増加しているため園庭に変わるような環境もなく、幹線道路に面して設置されている例、飲食店の 2 階にある小規模保育事業所などもある。

保育必要性の重要度や、保護者が入手する情報の有無等に関わらず、全ての子どもたちは等しく適切で幼児期にふさわしい環境の下で保育される機会に恵まれるべきである。今後も新制度が公的制度として定着するためには引き続き自治体の関与は必要不可欠ではないだろうか。また 2016 年度に新設された企業主導型保育の推移についても、今後、検討していきたい。

参考文献

- あいち保育研究所 2016『あいちの保育問題資料集 2016 年度版』あいち保育研究所
久木元美琴(2006)「大都市都心部における事業所内保育所の意義と課題」『経済地理学年報』第 52 巻, 82-95
厚生労働省(2016. 4)報道発表資料
厚生労働省 (2017. 2)『平成 28 年賃金構造基本統計調査(全国)結果の概況』
ニッセイ基礎研究所 (2006) <http://www.nli-research.co.jp/report/detail/id=36811?site=nli>
2017/3/2
野口暢子(2016)「事業所内保育施設の可能性」『長野県短期大学紀要』第 71 号, 71-76
米山正敏・深田聡・森川美絵(2014)「政令指定都市及び中核市の人口規模を考慮した保育施設整備及び待機児童数の実態に関する研究」『保健医療科学』63 巻, 第 4 号, 407-417
全国保育団体連絡会(2016)『保育白書 2016 年版』105-106